

高松の裁判所に行こう！

～3つの裁判所の違いを知るツアー～

令和5年5月26日（金）、高松高等・地方・家庭裁判所の共催で、3つの裁判所の違いを知るツアーを実施しました。主に刑事事件・少年事件をテーマに、それぞれの裁判所を巡りながら役割や手続の違いを学んでいただきました。



県内に住む10代～70代、計20名の方にご参加いただきました！



当日のスケジュール

1 裁判や裁判所についての説明



2 地裁で裁判員裁判の体験
(模擬評議)



3 高裁で控訴審について学ぶ



4 家裁で少年事件について説明
調査・審判の現場を見学



地裁では、裁判官や検察官らの席に座り、普段はできない視点を体験しながら、放火事件の量刑を考える評議を模擬体験しました。放火の罪の重さと、被告人が置かれた状況を考えながら、話し合っていく過程を体験してもらいました。

高裁では、地裁の法廷との違いを探し、控訴審の役割についても説明を行いました。

高裁は、地裁の判決に間違いがないかを審理する場所であること、地裁と異なり被告人出頭の必要がないことなど、参加者は聞きながら聞いていました。



参加者の感想

家裁では、裁判官から少年事件の解説があり、刑事事件との違いについても話がありました。少年審判廷や調査室の見学も行い、少年が自分の思いを話しやすくなるような工夫があることや、少年事件の手続が罰ではなく、教育のために行われていることを知ってもらいました。

- ・ 3つの裁判所の違いが分かってよかった。
- ・ 参加しないと分からないことを知ることができたり、裁判体験をすることで、裁判所を身近に感じられた。
- ・ 実際の裁判所で、実際に働いている人の話を聞くことができてとてもよかった。
- ・ 普段はできない貴重な体験ができ、とても勉強になった。
- ・ 今度は裁判傍聴に行ってみたい。
- ・ もっとこのようなイベントを実施してほしい。



今後も、当ウェブサイトイベントをご案内します。皆様に楽しみながら裁判所について知っていただけるような企画を考えていますので、またご参加ください！

今回は、募集人数を大幅に超えるお申込み、お問合せがありました。参加をお断りした方、ご検討いただいた方には、ご希望に添えず申し訳ありませんでした。



ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。